

# 福島市木造住宅耐震診断促進事業 耐震診断希望者募集（令和7年度）

地震による住宅被害を防止するためには、耐震性を確保する必要があります。このため、「昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅」を対象に、耐震診断者を派遣します。

今回の耐震診断を契機に、耐震化工事の実施を是非ご検討ください。

## 1、募集戸数及び対象地域

募集戸数 20戸

対象地域 市内全域

## 2、対象となる住宅の主な要件（次の要件すべてを満たすもの）

- （1）所有者が自ら居住する又は居住する予定の専用若しくは併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／2以上のもの）であること。
- （2）昭和56年5月31日以前に着工された住宅（昭和56年6月以後に増改築された住宅を除く）
- （3）在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法により建築された3階建て以下かつ400㎡未満の木造住宅  
※桝組壁工法のうち、ハウスメーカー独自の工法によって建築されているものは、診断が実施できない場合があります。
- （4）過去に、福島市による耐震診断等を受けていない住宅

※屋内の調査（検査）が不可能な場合は、診断が実施できません。

調査日の日程調整にご協力ください。

## 3、補助金額

面積に関わらず、**156,000円**を補助します。

（耐震診断の料金は、おおむね22万円～32万円です。）

※診断結果の説明終了時に、補助金額を除いた残りの費用を派遣された耐震診断者に直接お支払いください。

| 住宅の延床面積・建物平面図の有無 | お支払い目安（税込） |
|------------------|------------|
| 200㎡以下※1・平面図※2あり | 62,900円    |
| 200㎡以下・平面図なし     | 84,900円    |
| 200㎡超・平面図あり      | 136,600円   |
| 200㎡超・平面図なし      | 158,600円   |

※1 現地調査の結果、延床面積が200㎡を超える場合があります

※2 「平面図」は、確認申請等で使用した筋交い等が明記されている図面

#### 4、申込方法・問い合わせ先等

- (1) 募集受付 令和7年4月7日(月)～9月30日(火)まで  
(予定戸数に到達次第終了。月締め、応募者多数の場合は抽選。)

(2) 必要書類及び申込方法

①～⑤の書類をご用意いただき、住宅政策課へご提出ください。

- ① 「木造住宅耐震診断者派遣申込書」
- ② 案内図
- ③ 平面図
- ④ 建築時期ならびに床面積がわかるもの(建築確認通知書の写し、又は謄本の写し、又は固定資産税納税通知書の写し等)
- ⑤ 建物全景写真(2面程度)
- ⑥ 同意書

※居住する予定の場合は、売買契約書等の写し、すみやかに居住することを示した誓約書等を添付する必要があります。

※市ホームページよりオンライン申請も可能です。

(3) 問い合わせ先

福島市役所6階 住宅政策課住宅政策係

☎(直通) 024-525-3734

メール k-juu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

木造住宅耐震診断促進事業のながれ

